

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

軽井沢町長 土屋 三千夫

|                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 軽井沢町<br>(203211)       |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 発地地区<br>( 上発地、下発地、杉瓜 ) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年10月1日<br>(第2回)     |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

## 【作物】

高原野菜を主とした露地野菜や、酒造用の水稻や麦、学校給食用の食用米、通年型のイチゴ、トマト施設栽培が行われており、一部ではワイン用ブドウの試験栽培や有機農業が行われている。

## 【農地】

水はけが悪く耕作条件が良好でない農地が多く、遊休化している農地が多い。遊休農地では、ヨシや柳が生えており、個人では除去できなくなっている箇所もある。

軽井沢町の中でも、特にまとまった農地があり、多様な農業者が耕作しているが、有機農業者と慣行農業者の農地が入り混じっている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

## 【作物】

- ・今後も引き続き、高原野菜を主とした露地野菜、通年型のイチゴ、トマト施設栽培を続けていく。
- ・令和6年度より、千曲川ワインバレー特区連絡協議会に加盟したこともあり、ワイン用ブドウの栽培を段階的に進めていく。
- ・有機農業について、地域内で協議しながら進めていく。
- ・食用米や加工米、酒米を含めた米栽培について、地域の意向を確認しながら調整し進めていく。

## 【農地】

使用していない田を畑地化していくことを検討し、畑、田、樹園地、有機耕作地は、できる限り住み分けを行っていく。

有機農業を行う農地は、その耕作の性質上、特に団地化していく必要があり、団地化した箇所を起点として有機農業を推進していく。

果樹の農地についても、有機農業と同様、他作物との関係上団地化が必要である。

また、農地が分散している農業者も多いことから、担い手への集約・団地化を目指していき、担い手が不足している農地については、地域内外から経営体を募ることも検討していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 198 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 127 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha     |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                      |
| 中間管理事業を利用しながら担い手への集約を進めていく。                                           |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                      |
| 現在は利用権設定による農地の貸借が一般的である。今後、終期を迎える農業者に対しては中間管理機構による農地貸借を薦め、段階的に集約していく。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                       |
| 状況に応じた検討を行う。                                                          |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                  |
| 町内で担い手を募るほか、町外からも多様な経営体を募る。                                           |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                   |
| 未定                                                                    |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                                                                                                                     |                                                 |                                  |                                   |                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策                                                                                       | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等                                                                                                  | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等                | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> ⑩その他            |
| 【選択した上記の取組方針】                                                                                                                       |                                                 |                                  |                                   |                                          |
| ①団地化、集約化している農地を中心に電柵等対応を検討していく。<br>②上発地において、有機農業に特化した区域を作っていく。<br>⑤農作物のブランド化を進める上で、果樹は時代を担う新たな品目となりうる。農業委員会と調整を行い、果樹に特化した区域をつくっていく。 |                                                 |                                  |                                   |                                          |